

事務事業評価シート

事業番号 8	事務事業名 高齢者入浴サービス事業費	所管部課 高齢者支援課
-----------	-----------------------	----------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】
	介護保険法に基づく通所介護による入浴及び訪問入浴介護等による入浴が身体の状態等により困難な状態にある者に対して、市が入浴サービスを提供することにより、その者及びその家族等の保健衛生並びに福祉の向上を図ることを目的とする。		☐ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☒ 要綱・要領
	【根拠法令等：西東京市高齢者入浴サービス事業実施要綱】		
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】		
	【事業内容】 対象者は、介護保険認定で要介護3以上の認定を受けた65歳以上の方で、介護保険の通所介護による入浴や訪問による入浴が困難な方。利用者負担は実費の1割（生活保護世帯等は除く。）。 【実施方法】 指定通所介護事業所等において、通所により、利用者の身体の状態に応じた入浴サービスを実施する。 ・入浴事業の利用は、週1回を限度とする。 ・入浴事業の利用に当たり、利用者の身体の状態、地理的条件等から送迎が必要と市長が認めた利用者については、送迎を行う。 <都支出金> 高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金		
	事業開始時期【4】	合併前	実施形態【5】 ☐ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他 ()

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A) 【6】	835	789	774	837	
内訳	主要な経費：委託料	833	786	770	833	
	その他：需用費等	2	3	4	4	
	財源	417	394	386	418	千円
	地方債					
	その他 ()					
内訳	一般財源	418	395	388	419	
	所要人員(B) 【7】	0.10	0.10	0.10	0.10	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	731	718	718	718	千円
	会計年度任用職員報酬等(C') 【8】					千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	1,566	1,507	1,492	1,555	千円
	単位当たりコスト 【9】					
	(E)=(D)/ (利用者数)	1,566	1,507	1,492	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	①利用者数	1	1	1		人
	②実施回数	53	50	49		回
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】 ①年間を通して利用した人数、②各年度でのサービスが実施された回数 本事業の利用者は、近年は特定の1名のみとなっており、実施回数についてもその1名が利用したものとなっている。					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	地域包括支援センターに行ったアンケートでは「介護保険サービスで対応できているのでサービスに関する相談や問合せは少ない。」という意見があった。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☒ 上 ☐ 中 ☐ 下	26市中3市において、高齢者対象の通所入浴サービスを実施している。なお、実際に利用者がいるのは2市のみ。
	代替・類似サービスの有無【14】	☒ 有 ☐ 無	介護保険法に基づく通所介護による入浴及び訪問入浴介護等による入浴

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	低い	介護保険サービスで必要なサービスを提供することが可能である。
	実施主体の妥当性	課題有	代替サービスが存在するため、市が主体となって事業を実施する必要性は低い。
B	事業（補助）の対象	適切	通所介護等が利用困難な高齢者を対象としており、適切である。
	事業（補助）の内容	課題有	介護保険サービスで提供が可能のため、事業について見直す必要がある。
	受益者負担	適切	実費相当額の1割を利用者負担としており、適切である。
	事業コスト	低い	一人当たりのコストで比較すると、実施している他の自治体より低コストである。
	業務負担	少ない	毎月の委託料支出のみであり、業務負担は少ない。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☒ 抜本的見直し ☐ 廃止		本事業は、通所介護等が利用困難な高齢者を対象としているが、入院や施設入所等の理由で利用者が減少し、平成30年度以降は毎年度1名のみが利用している状況が続いている。また、これまで入浴サービスの新規利用の相談や問合せがあった場合も、介護保険サービスで代替可能であったことから、新規利用には繋がっていない。 ついては、現行利用者以外の新規利用受付の停止が妥当と考える。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	低い	介護保険サービスで必要なサービスを提供することが可能である。
	実施主体の妥当性	課題有	代替サービスが存在するため、市が主体となって事業を実施する必要性は低い。
B	事業（補助）の対象	課題有	介護保険サービスでの代替が充実しているため、対象者が限られている。
	事業（補助）の内容	課題有	介護保険サービスで提供が可能のため、事業について見直す必要がある。
	受益者負担	適切	実費相当額の1割を利用者負担とすると設定している。
	事業コスト	高い	事業実施自治体が少なく比較は困難だが、事業実施に係る人件費が高額であることが課題である。
	業務負担	多い	利用者数等の事業規模を考慮すると本事業に係る業務負担は大きい。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☒ 廃止		本事業は、介護保険制度で代替サービスの提供が可能であり、新規申請者や制度に関する問合せもないことから利用者が固定化されており、新規利用受付の停止は妥当である。 現在の利用者に対しては、代替サービスへの移行の意思確認を丁寧に行い、その結果を踏まえ、本事業の廃止についても検討されたい。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直し ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	
----------------------	--